

平成 21 年 11 月 18 日

各 位

東京都港区赤坂一丁目 1 1 番 4 4 号
株式会社リサ・パートナーズ
代表取締役社長 井無田 敦
(コード番号：8924 東証1部)

問合せ先 執行役員経営戦略部長 石館 幸治
電話番号 03 (5573) 8011 (代表)

ダイレックス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社リサ・パートナーズ(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、本日、以下のとおり、ダイレックス株式会社(非上場。以下「ダイレックス」又は「対象者」といいます。)株式を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 公開買付けの概要

当社は、対象者の普通株式全部(1,490株)とE種種類株式全部(856株)を取得することを目的として、対象者の普通株式及びE種種類株式の合計で994株(発行済の普通株式総数に対する所有株式等の割合66.71%)の取得を下限として、公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定いたしました。

当社は、主要業務のひとつとして、国内企業の株式等へ投資するファンドの運営管理を行っており、当社の100%子会社である株式会社魁インベストメンツが業務執行組員として運営管理を行っている投資ファンドの一つとしてリサ・コーポレート・ソリューション・ファンド投資事業有限責任組合(以下「RCSF」といいます。)があります。当社とRCSFは、本公開買付け実施後に、その時点において当社及びRCSFが所有する対象者株式全部を株式会社サンドラッグ(以下「サンドラッグ」といいます。)に譲渡すること(以下「本件株式譲渡」といいます。)を合意しており、RCSFは金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)27条の2第7項第2号に規定する特別関係者に該当いたします。RCSFは対象者の発行するA種種類株式8,660株、B種種類株式8,660株、C種種類株式8,660株及びD種種類株式500株を所有しております(対象者が発行している種類株式全部がその発行要項に基づき、普通株式に転換されたと仮定した場合、発行される普通株式総数は27,417株であり、普通株式1,490株と合わせて普通株式の最大発行済株式総数は28,907株(以下「完全希薄化後普通株式総数」といいます。)であり、最大の議決権総数は28,907個(以下「完全希薄化後議決権総数」といいます。)であります。RCSFが所有する種類株式全部がその発行要項に基づき、普通株式に転換されたと仮定した場合の議決権数は26,561個であり完全希薄化後議決権総数に対する割合は91.88%になります。)

当社は、RCSFが所有するA種種類株式乃至D種種類株式を除く、対象者の発行済普通株式全部及びE種種類株式全部を取得することを目的として、対象者の普通株式及びE種種類株式の合計で994株を下限として、本公開買付けを実施いたします。

本公開買付けは、本公開買付け実施後に、その時点において当社及びRCSFが所有する対象者株式全部をサンドラッグに譲渡することを目的として実施するものです。

なお、対象者は、平成21年11月18日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をされております。

また、対象者の定款には、対象者の株式を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない旨が規定されていますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、平成21年11月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、それら株式の譲渡を承認す

る旨の決議がなされております。

(注1) 対象者は、普通株式及びE種種類株式以外に、A種種類株式(8,660株)、B種種類株式(8,660株)、C種種類株式(8,660株)及びD種種類株式(500株)を発行しており、いずれもその発行済株式の全部につき、公開買付者の特別関係者であるRCSFが所有しております。当該株式については、当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意することにつき、それぞれの種類株主総会で承認決議がされておりますので、法第27条の2第5項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第8条5項3号、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第5条3項1号により、買付け等の対象にはいたしません。

(注2) RCSFが所有するA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式については、普通株式に転換可能な取得請求権が付いておりますが、本公開買付けの買付け等の期間中においては、当社の100%子会社であり、RCSFの業務執行組合員である株式会社魁インベストメンツは普通株式への転換をしないことを、RCSFの新規投資や売却等の業務執行の意思決定機関である投資委員会において平成21年11月18日に決定しております。

(2) 本公開買付けの背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

対象者は、平成19年11月にマネジメント・バイアウト(以下「MBO」といいます。)の一環として、公開買付けによりサンクスジャパン株式会社(以下「サンクスジャパン」といいます。)の株式を取得し、サンクスジャパンは平成20年5月にジャスダック証券取引所において上場廃止となりました。その後、平成20年6月に対象者を存続会社、サンクスジャパンを消滅会社とする吸収合併を行い、対象者はサンクスジャパンの事業を承継し、九州地区、沖縄地区、中国地区及び四国地区においてディスカウントストアを136店(平成21年10月30日時点)運営しています。RCSFはMBO実施の際に金融スポンサーとして対象者に出資し、優先株式(A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式)を取得いたしました。

RCSFの対象者への出資後、当社とRCSFは対象者と協議のうえ、企業価値向上のための支援を行ってまいりましたが、現在の対象者が置かれている事業環境、営業地域の競争環境等を踏まえると、対象者の更なる成長のためには、対象者が単独で事業を行っていくよりも、シナジーが見込まれる事業会社と提携することが必要であるとの判断に至り、対象者と十分な協議のうえ、当社とRCSFは対象者株式の譲渡先の選定プロセス(以下「譲渡先選定プロセス」といいます。)を実施いたしました。

譲渡先選定プロセスにおいて、複数の譲渡先候補者と協議し、見込まれるシナジーや譲渡条件等を十分に検討し、対象者、当社及びRCSFで協議した結果、複数いただいた提案の中から大手ドラッグストアチェーンであるサンドラッグの提案が最も優れており、サンドラッグと提携することが対象者の企業価値向上のためには最適であるとの判断に至りました。

当社とRCSFはサンドラッグと協議し、RCSF以外の株主が保有する普通株式とE種種類株式を当社が本公開買付けで取得し、その後に、当社及びRCSFが保有する対象者株式全部をサンドラッグへ譲渡することで合意いたしました。当社が本公開買付けにより取得した対象者株式については、当社は本公開買付けの買付価格と同額でサンドラッグへ譲渡する予定です。

サンドラッグからは、対象者株式全部を取得できることを本件株式譲渡の前提条件とする提案をいただき、当社又はRCSFが責任をもって対象者の個人株主が保有する対象者株式の全てを取りまとめたうえで、当社及びRCSFから一括して取得することを要請されました。当社及び株式会社魁インベストメンツは、RCSFの運営者としてRCSF以外の株主(対象者の役職員等)が保有する普通株式とE種種類株式を取りまとめることが本件株式譲渡の成立のために必要であること、また本件株式譲渡によりRCSFとして最大限のメリットを享受することができ、ひいてはRCSFの出資者としての当社も最大限のメリットを享受することができることから、当社、RCSF及びサンドラッグにて協議した結果、当社が本公開買付けを実施し、RCSF以外の株主が保有する対象者株式を取得し、その後に当社とRCSFからサンドラッグへ譲渡することにいたしました。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の普通株式を所有する株主の大寫秀昭氏（保有株式数 691 株、発行済株式総数に対する所有株式等の割合 2.40%）及び新徳芳昌氏（保有株式数 440 株、発行済株式総数に対する所有株式等の割合 1.53%）、並びにE種種類株式を所有する株主の西直樹氏（保有株式数 800 株、発行済株式総数に対する所有株式等の割合 2.78%）及び杉繁氏（保有株式数 56 株、発行済株式総数に対する所有株式等の割合 0.19%）（大寫秀昭氏、新徳芳昌氏、西直樹氏及び杉繁氏を総称して、以下「対象者大株主」といいます。）との間で、それぞれが所有する株式全部（合計 1,987 株、発行済株式総数に対する所有株式等の割合 6.89%）につき本公開買付けに応募する旨の「公開買付けに関する契約書」（以下「本応募契約」といいます。）を平成 21 年 11 月 18 日付で締結しております。なお、本応募契約においては、対象者大株主の応募義務は、①当社の表明・保証に反する事実が判明しないこと、②対象者大株主が承諾する条件で本公開買付けを実施すること、③適法に本公開買付けを行うこと、の全てが充足されることを前提条件としており、当該前提条件が充足されない場合には、対象者大株主は本公開買付けに応募しないか又は応募を撤回することができます。

また、対象者の普通株式を所有する株主全員（但し、大寫秀昭氏及び新徳芳昌氏を除きます。）から、その所有する普通株式全部につき本公開買付けに応募する旨の表明書をいただいております。

(4) 第三者への譲渡について

当社及びRCSFは、当社が、本公開買付けにより、対象者の普通株式とE種種類株式を取得すること等を前提条件として、本公開買付け実施後に、その時点において当社及びRCSFが保有する対象者の普通株式及び種類株式の全部につき、本公開買付けにおける買付け等の価格と同額でサンドラッグへ譲渡することを内容とする株式譲渡契約書をサンドラッグとの間で、平成 21 年 11 月 18 日付で締結しております。なお、本件株式譲渡は、本公開買付けの成立後のダイレックスの株主数が全部で 25 名未満となり、かつ、当該株主全員から公開買付手続によらずにサンドラッグへ譲渡することの同意書を当社及びRCSFが取得することを前提条件としております。本件株式譲渡が実施された場合には、サンドラッグは対象者の議決権の全部を取得し、対象者はサンドラッグの完全子会社となる予定です。なお、当社及びRCSFとサンドラッグとの間で資本関係はありません。また、サンドラッグは平成 21 年 11 月 18 日現在、対象者株式を一切保有しておりません。

当社及びRCSFは、対象者の企業価値向上のためには、事業上のシナジーが見込まれる事業会社と提携することが必要であるとの認識で、対象者と協議のうえ、当社及びRCSFに代わるパートナーを探してきました。結果、サンドラッグと協議し、対象者の企業価値向上のためには最適なパートナーであるとの認識に至り、対象者の経営陣とも十分に検討したうえで、サンドラッグに経営権を譲渡することに決定いたしました。

サンドラッグは事業規模拡大及び企業価値増大に向けて、直営店による新規出店に加え、フランチャイズ店及びM&Aによる全国展開を推進しております。サンドラッグは、事業規模を拡大し、更なるグループ競争力強化のために、対象者を完全子会社化するものと聞いております。対象者は、ローコスト経営を特色とし、九州地区を中心にディスカウントストアを運営し、医薬品及び化粧品等の販売にも注力しており、サンドラッグ・グループになることにより、医薬品及び化粧品等の更なる販売強化が見込まれ、サンドラッグ・グループの九州地区における販売シェア拡大に大きく寄与するものとサンドラッグは考えているとのことです。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	ダイレックス株式会社
② 所 在 地	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大寫 秀昭
④ 事 業 内 容	ディスカウントストア事業
⑤ 資 本 金	3,369 百万円

⑥ 設 立 年 月 日	平成19年7月9日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成21年8月20日現在)	リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド 投資事業有限責任組合 (A種種類株式)	32.17%
	リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド 投資事業有限責任組合 (B種種類株式)	32.17%
	リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド 投資事業有限責任組合 (C種種類株式)	32.17%
	西 直樹 (E種種類株式)	2.97%
	杉 繁 (E種種類株式)	0.21%
	大寫 秀昭	0.10%
	リサ・コーポレート・ソリューション・ファンド 投資事業有限責任組合 (D種種類株式)	0.07%
	新徳 芳昌	0.06%
	山口 克己	0.01%
	青木 伸	0.01%
	(注) ダイレックスはA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びE種種類株式につき、平成21年11月13日付で25株を1株にする株式併合を行っております。	
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社が特別関係者であるRCSFは対象者のA種種類株式8,660株、B種種類株式8,660株、C種種類株式8,660株及びD種種類株式500株を保有しております。	
人 的 関 係	当社の取締役1名が対象者の取締役を兼務しております。	
取 引 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社との関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社との関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社との関連当事者には該当しません。	

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成21年11月19日(木曜日)から平成21年12月17日(木曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成22年1月7日(木曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、328,650円

② E種種類株式1株につき、328,650円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

普通株式：

本公開買付け実施後、本公開買付けにより当社が取得した対象者の普通株式及び種類株式、並びにRCSFが所有する対象者の種類株式をサンドラッグへ譲渡することを予定しているため、本公開買付けにおける買付価格は、当社及びRCSFとサンドラッグとの間で合意した1株当たりの譲渡予定価格である328,650円と同価格としております。当社及びRCSFは対象者と協議のうえ、平成21年7月頃から対象者株式の譲渡先選定プロセスを開始し、複数の譲渡先候補者から、提携により見込まれるシナジーや対象者株式の取得価額等の条件を含む提案を入手し、様々な観点から慎重に比較検討してまいりました。その結果、サンドラッグの提案が最も優れており、サンドラッグを最終候補者に絞って、協議・交渉を行いました。当該価格は、上記の譲渡先選定プロセスを経て、当社及びRCSF並びにサンドラッグとの間の協議・交渉の結果、対象者の発行済株式100%で95億円という譲渡価額で合意に至ったものであり、当該95億円を対象者の完全希薄化後普通株式総数28,907株で除して、1株当たり328,650円に決定いたしました。

E種種類株式：

E種種類株式は、普通株式に転換可能な取得請求権が付いており、当該取得請求権を行使した場合には、E種種類株式1株に対して対象者の普通株式1株が交付されるため、普通株式に換算した価格が普通株式と同価格となるよう、1株当たり328,650円と決定いたしました。

② 算定の経緯

当社及びRCSFは対象者と協議のうえ、平成21年7月頃から対象者株式の譲渡先選定プロセスを開始し、複数の譲渡先候補者から、提携により見込まれるシナジーや対象者株式の取得価額等の条件を含む提案を入手し、様々な観点から慎重に比較検討してまいりました。その結果、サンドラッグを最終的な譲渡先候補者に絞り、当社及びRCSFはサンドラッグとの間で、譲渡価額等の協議・交渉を行ってきました。その結果、当社及びRCSFとサンドラッグとの間で、平成21年11月18日に、対象者の発行済株式100%で95億円という譲渡価額で合意に至りました。当該95億円を対象者の完全希薄化後普通株式総数28,907株で除して、1株当たり328,650円を買付価格に決定いたしました。

なお、当該買付価格の算定に際しては、当社及び対象者共に、第三者の意見の聴取等を行っておりません。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,346(株)	994(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(994株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、普通株式1,490株とE種種類株式856株(普通株式に転換されたと仮定した場合の普通株式発行数856株)の合計数を記載しております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	26,561個	(買付け等前における株券等所有割合 91.88%)

買付予定の株券等に係る議決権の数	2,346 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.0%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,490 個	

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、A種種類株式(8,660株)、B種種類株式(8,660株)、C種種類株式(8,660株)及びD種種類株式(500株)に係る議決権の数については、それぞれの発行要項に基づき普通株式に換算した株式数(A種種類株式8,660株、B種種類株式8,660株、C種種類株式8,660株、D種種類株式581株)に係る議決権の数(A種種類株式8,660個、B種種類株式8,660個、C種種類株式8,660個、D種種類株式581個)で計算しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年11月13日付変更登記後の履歴事項全部証明書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、A種種類株式(8,660株)、B種種類株式(8,660株)、C種種類株式(8,660株)、D種種類株式(500株)、E種類株式(856株)は普通株式に転換が可能であるため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記履歴事項全部証明書に記載された平成21年11月13日現在の対象者の普通株式に係る議決権の数(1,490個)に、A種種類株式(8,660株)、B種種類株式(8,660株)、C種種類株式(8,660株)、D種種類株式(500株)及びE種種類株式(856株)が、それぞれの発行要項に基づき普通株式に全て転換された場合の普通株式に係る議決権の総数(27,417個)を加えた数である28,907個を分母として計算しております。なお、RCSFが所有するA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式については、普通株式に転換可能な取得請求権が付いておりますが、本公開買付けの買付け等の期間中においては、当社の100%子会社であり、RCSFの業務執行組合員である株式会社魁インベストメンツは普通株式への転換をしないことを、RCSFの新規投資や売却等の業務執行の意思決定機関である投資委員会において平成21年11月18日に決定しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 771 百万円

(注) 上記買付代金は買付予定数 2,346 株に 1 株当たりの買付価格の 328,650 円を乗じて計算した金額になります。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
平成21年12月25日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成22年1月15日(金曜日)となります。

- ③ 決済の方法
公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

- ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所への郵

送等により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(994株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(994株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしチ及びブないしソ、第3号イないしト並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミ

り、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます)。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 11 月 19 日(木曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 対象者賛同決議について

対象者は平成21年11月18日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。なお、かかる決議の行われた取締役会には、対象者の代表取締役社長である大島秀昭氏及び代表取締役副社長の新徳芳昌氏は特別利害関係人として、上記決議には参加していません。

また、対象者の定款には、対象者の株式を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない旨が規定されていますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、平成21年11月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、それら株式の譲渡を承認する旨の決議がなされております。

② 当社と対象者の役員との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の普通株式を所有する株主かつ代表取締役社長の大島秀昭氏及び代表取締役副社長である新徳芳昌氏を含む対象者大株主との間で、本応募契約を平成21年11月18日付で締結しております。なお、本応募契約においては、対象者大株主の応募義務は、①当社の表明・保証に反する事実が判明しないこと、②対象者大株主が承諾する条件で本公開買付けを実施すること、③適法に本公開買付けを行うこと、の全てが充足されることを前提条件としており、当該前提条件が充足されない場合には、対象者大株主は本公開買付けに応募しないか又は応募を撤回することができます。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

当社は、対象者大株主との間で、本応募契約を平成21年11月18日付で締結しております。なお、本応募契約においては、対象者大株主の応募義務は、①当社の表明・保証に反する事実が判明しないこと、②対象者大株主が承諾する条件で本公開買付けを実施すること、③適法に本公開買付けを行うこと、の全てが充足されることを前提条件としており、当該前提条件が充足されない場合には、対象者大株主は本公開買付けに応募しないか又は応募を撤回することができます。

また、対象者の普通株式を所有する株主全員(但し、対象者大株主である大島秀昭氏及び新徳芳昌氏を除きます。)から、その所有する普通株式全部につき本公開買付けに応募する旨の表明書をいただい

ております。

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。